**特定非営利活動法人日本障害者協議会**

**2020年度事業計画**

2020年はJDが国際障害者年日本推進協議会として設立して40周年の節目である。本年度事業はこれを柱に考えているが、予想もしなかった新型コロナウイルス（COVID-19）感染予防の対応からの開始となった。どのような状況にあっても、権利条約をはじめとする国際的なメッセージや取組を活用しながら、障害のある人の政策と暮らし向上のために事業・活動を実施する。

以下、2020年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会：JDFと一体、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとの整理と、JD全体として取り組む重要事項と合わせて計画し、実施する。

＊文中敬称略、加盟団体＝正会員団体

**【重点課題】**

**１．社会的テーマ**

　今般の感染症拡大は社会全体にこれまでにない影響を及ぼしている。不寛容な社会の広がりも危惧される。昨今の「我が事・丸ごと地域共生社会」やそれに続く「全世代型社会保障改革」などによって、公的責任の後退、財政削減、競争原理導入、市場化等が加速された。今般の事態を踏まえて、社会保障改革の方向性の抜本的な見直しが、政治のリーダーシップ、社会のあり方の見直しとともに求められている。このことを社会に発信し、他領域の人たちとの連携をさらに進める。

**２．障害分野のテーマ**

感染症の拡大や自然災害が頻発する中で、障害のある人たちが抱えるリスクを回避する政策を求めていかなくてはならない。緊急事態の下で明らかになった障害者制度の根本的な課題を整理し、権利条約が求めている「他の者との平等」を実現させていくための政策を検討し、加盟団体、また、関係団体とも協力しながら政策提言を行う。

国連の障害者権利委員会が行う権利条約の履行状況の日本審査が今年夏秋に予定されており、その後、総括所見が出される。この総括所見を日本の障害者施策を好転させていくために最大限生かしていくべきである。JDFのまとまりを大切にし、この重要な局面を最大限活用しながら取り組んでいく。

**３．JDの課題**

—40周年にあたって—

　40周年を迎え、改めてJDの取組を振り返り前進面を確認しつつ、40周年以降の課題を明確にしていく。「すべての社会」誌上では40年間の軌跡をテーマとした連載を行い、冊子化につないでいく。また、12月12日(土)には記念シンポジウムとレセプションを開催し、JDを支えていただいている多くの方への感謝を伝えるとともに、この間の歩みを共有し、未来を描く機会とする。

－仲間を広げる—

　加盟団体は現在61団体であり、そのまとまりがJDの基盤である。権利条約を生かし、日本の障害のある人の置かれている状況を好転させていくために運動をともに進める加盟団体を広げていく。

　－財政基盤の拡充－

　JDの事業を積極的に展開していくためには、その裏付けとなる財政基盤の確立が重要である。加盟団体の協力を得ながら賛助会員を拡大していく。また、JDの活動の使命を幅広く伝え、共感・賛同する人を増やし、寄附者の拡大にも努める。

－事務局の充実－

　さまざまな団体において事務局は重要な役割を持つ。事務局長・事務局員の処遇を向上させ、財政基盤を拡充させながら事務局機能を充実させていく。

**１．障害者政策に関する提言・調査および研究**

（１）新型コロナウイルス（COVID-19）関連情勢への対応

　　　障害のある人自身の立場に立ちながら、支援を提供する事業者および労働者の保護にも着目し、このCOVID-19に関連する諸政策に障害のある人が置き去りにされることがないように、その都度要望を出し、監視活動を強化する。

（２）政策提言の検討

インクルーシブな真の共生社会の実現のために、権利条約などの理念を踏まえ、法制度の改正や予算確保をはじめ、必要な提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

① 権利条約の履行と日本への総括所見（2020年9月以降採択予定）の実行に向け、課題を整理し、次回審査等を意識して計画的に取り組む。

② 障害者差別解消法の周知に努め、実効性あるものとなるように働きかけていく。

③ 総合福祉部会の骨格提言および障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働省）との基本合意が尊重・重視され、具体化されるための提言を行なっていく。

④ 医療・年金・生活保護をはじめ、社会保障全体が縮減の方向に向かっている状況において、これらの関連政策に対する意見表明をしていく。また、障害者予算の国際比較に資する統計的調査の必要性を認識し、政府が財源の効率化をめざす全世代型社会保障システムを検証していき、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。

　　特に障害者の年金についての新たな提言づくりの検討を進める。

⑤ 旧優生保護法下での強制不妊手術の実態を看過できない深刻な人権問題と捉え、政府の責任を明らかにさせるために幅広い立場で議論していく。出生前診断など“生命”を巡る今日的な問題についても丁寧に議論をしていく。

⑥ 障害者雇用・就業のあり方について論議し、必要な政策提言を行う。

（３）障害者基本法や障害者虐待防止法の見直しおよび障害者基本計画の検証

障害者基本法および虐待防止法の施行状況を吟味・評価し、必要な改正事項を提言する。また、障害者基本計画（第4次。2018年度から5年間）を検証する。

特に虐待に関しては緊急性を認識し、法整備の他、必要な提言を行う。

（４）シンポジウムや学習会等の開催

政策に関する問題や課題が提起され、JDとして共有されたときなど、政策提言する力を高めることを目的としたシンポジウムや学習会等を開催する。

（５）タイムリーな意見や要望等の表明・提出

障害者政策委員会をはじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の進行や内容に合わせて、意見や要望を随時、表明する。また、障害当事者が原告となっている裁判等を支援し、JDとしての意見や要望を表明し、必要に応じて提出する。

（６）上記の検討作業を通して、JDとしての政策提言書づくりをめざす。

**２. 国際活動および障害者権利条約に関する活動**

（１）パラレルレポート等の周知と検討活動

　　　状況に応じて学習会、懇談会などを企画し周知に努める。JDFとともに各省庁との懇談や国連・障害者権利委員会と日本政府との「建設的対話」の成功に向けロビー活動などに取り組む。

（２）「持続可能な開発のための2030アジェンダ」SDGsへの働きかけ

「誰も置き去りにしない（leave no one behind）」という考え方を強調しているSDGsの実施に向けて、JDF等と情報を共有し、連携して働きかけていく。

（３）国際会議等への対応

国連での障害者権利委員会による日本の審査に向けた取組や、アジア太平洋障害者の十年の推進のために、JDFと連携しつつ対応する。

**３. 社会啓発および国会・関係省庁に向けての要請行動ほか対外活動**

権利条約の周知や障害者政策に関する学習会等を開催し、加盟団体の相互理解の促進と意識向上を図り運動を強化するとともに、高齢者、女性、子ども、貧困など近接領域との交流に努め、実効力の伴う運動を図る。

JDの政策提言や見解を政府や政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

（１）国会および政党、関係省庁等に向けた要請活動

権利条約の締約国にふさわしい当事者主体の政策実現に向け、さまざまな面から働きかけていく。

（２）講座・学習会・シンポジウム等の開催

権利条約の理念の実現をめざし、その周知に努め、課題や状況に応じて、関係者および広く一般の興味・関心を引く内容や、新しい切り口をテーマに企画する。

連続講座は年度後半に実施する。タイムリーな企画とするためテーマ等は未定。

（３）施策の状況に対応して、緊急企画も検討・実施する。

（４）JD役員はじめJD関係者の協力による講師派遣事業を引き続き実施する。

2018・2019年度受託した神奈川県の意思決定支援（出前講座）事業を活かしていくため、情報を公開し、取組を社会に伝えるよう努める。

**４．40周年事業**

（１）40年の歩みを振り返り、未来を展望する集会を開催する。

日時：2020年12月12日（土）13：00～19：30

場所：KFCホール　墨田区横網1－6－1

内容：◎JDの40年をたどる報告（事務局）

　 ◎シンポジウム「障害者権利条約にふさわしい施策の実現めざして-これからの障害者施策を展望する‐」をテーマに行う。

〈シンポジスト〉　五十音順　※敬称略

井上育世（全国LD親の会理事長）

上田 敏（日本障害者リハビリテーション協会顧問・元東京大学教授）

福島 智（東京大学先端科学技術研究センター教授）

福田暁子（全国盲ろう者協会評議員･前世界盲ろう者連盟事務局長）

増田一世（やどかりの里常務理事・JD常務理事）

松井亮輔（日本障害者リハビリテーション協会副会長・法政大学名誉教授）

◎レセプション

　　　 設立から現在までJDに関わり支えていただいた方に集まっていただき、交流会を持つ。

（２）40年の足跡を記録する冊子を作成する。

タイトル：40年の軌跡―国際障害者年前夜から権利条約が動き出すまで―（仮）

版型：Ａ４判・80ページ

部数：1,000部

配布：関係団体・個人、財団等の支援団体、上記（１）の集会参加者など。また、一部販売する。

編集：広報委員会を中心に編集を進める。

**５．広報活動**

広報委員会による企画・編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎に、内容の充実と魅力ある紙面づくりを探求する。特に、以下の点に重点を置く。

（１）企画委員会や政策委員会等の講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報のみならず、幅広い情報発信誌の役割を果たすよう、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。

（２）「すべての人の社会」の購読層を広げることを常に意識し、障害関係団体をはじめ、社会保障分野の諸団体、企業、研究機関などにも働きかけ、普及を図る。

（３）障害問題啓発のための冊子として引き続きJDブックレット等の企画・編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。

（４）JDが編集する『JD障害と福祉事典（仮称）』の刊行をめざし、準備を引き続き進める。権利条約をベースに、当事者の視点や障害福祉の現場の実態などを踏まえた内容にしていく。JD理事や加盟団体の協力を得ながら、常任編集委員会を中心とするチームにより進める。

（５）JD40周年の記念冊子（上記３－(２)）を作成し、集会等の参加者および関係者に配布し、一部、販売する。

（６）「すべての人の社会」の点字版の作成について検討していく。

**６．情報通信活動**

権利条約の締約国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現

に向けた活動に引き続き取り組む。情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。COVID-19の情勢下においてもインターネットを活用したオンラインなどの情報発信・交流に努力する。

（１）権利条約の実現のため、パラレルレポートや国連動向等の情報共有化を図る。

（２）構成団体となっている「障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（通称：めざす会）」での情報通信活動を担う。

（３）ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセ

ス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。

（４）JDのホームページをアクセシブルでよりわかりやすく使いやすいものとする。また、加盟団体の

ホームページのアクセシビリティ向上はじめ、ICT活用のための相談活動を図る。

**７．関連事業**

（１）JDF等との連携・協同

JDFの各委員会に参画してJDFの活動に寄与するとともに、障害種別、分野、立場、考えの違いを越えて団体がまとまったJD本来の積極的な運動に努める。

（２）「障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）」の取組

基本合意文書を、骨格提言、権利条約と同様に重要文書と位置づけ、定期協議（検証会議）を、実効性を伴う重みのあるものとするため、引き続き訴訟原告団・弁護団との連携を強めていく。

めざす会の活動に継続的に積極的に取り組み、引き続き事務局を担っていく。

（３）社会支援雇用に関する活動

「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する国際労働機関規約24条に基づく申し立て」に関わる研究調査を、全国福祉保育労働組合などの関連団体と連携して継続していく。

また、インクルーシブ雇用議連との学習と連携を大切にし、政策につながる成果を見据えながら社会支援雇用制度の実現を図る。

**８．組織・財政等の強化および理事会ならびに委員会の活性化**

認定NPO法人としての社会的責任を認識しながら、運動団体としての活動のさらなる強化を図る。また、実行力を伴った総務委員会体制の運営を図る。

（１）会員の拡大

新たな会員を迎え入れるための働きかけを継続するとともに、組織強化と運動の活性化を図る上から声を上げにくい比較的小規模な団体をも常に念頭に置いて支援を行なっていく。

賛助会員の拡大は事業活動のための財政基盤を強化する上で最も重要なものである。あらゆる機会をとらえてJDの広報と理解を深める活動を継続する。

（２）寄附の募集

認定NPO法人には寄附者数の要件（3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上）が課される。財政強化および、認定NPO法人継続のため、日頃から寄附の募集に努める。

（３）理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や社会状況に対応した活動の確実な執行に努め、新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。また、障害問題を広く把握し、連帯した運動をすすめていくため、他団体の課題を含めて理事会等の機会に短時間の学習会を持つ。

専門委員会（①政策、②国際(JDFと一体)、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）において課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

（４）事務局の整備等

事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。